

質疑書に対する回答

令和7年8月27日

令和7年8月5日付けで公告した「香川県道路照明灯LED化推進事業 公募型プロポーザル募集要項」に係る質疑について、下記のとおり回答します。

No	ページ	質 疑	回 答
1	P3 3(5)ウ	撤去した安定器について、PCB含有が判明した場合、貴県のご指示に従い、貴県に引き渡すとの認識でよろしいでしょうか。	PCB含有部分については、本県に引き渡す認識で構いません。
2	P3 3(6)ウ	管理番号の振り方については、事業者が維持管理の効率等を考慮し最適な方法を提案するとの認識でよろしいでしょうか。	管理番号は、台帳システムに設定している既存の番号を使用してください。
3	P4 3(7)エ	ESCOサービス期間中に追加される道路照明灯について、「年間10灯、計100灯」との想定があります。この想定を大幅に超えて県が照明灯を新設・移管した場合、維持管理費用の追加は認められますか。その場合の費用算定方法について、具体的な取り決めはありますか。	大幅な変動の予定はありませんが、候補者選定後の交渉において必要に応じ協議します。
4	P4 3(7)キ	修繕費の負担について、「車両等の接触や衝突」「いたづら・破壊行為」等による損害は事業者が負担するとあります。これらに対応する保険への加入は必須でしょうか。また、保険でカバーしきれない損害や、免責事項に該当する場合の費用負担について、県の支援は想定されていますか。	保険への加入は必須ではありません。 保険でカバーしきれない損害等について、県が費用負担するケースは、P4 3(7)キ(イ)の場合となります。
5	P5 3(9)イ	契約期間終了後、ESCO設備の所有権を貴県へ移転することから、本事業費用に固定資産税は含めないとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
6	P5 3(9)イ	期間満了後無償譲渡となるため、ESCOサービス料に固定資産税は含めない認識でよろしいでしょうか。	
7	P6 7(3)ア	「事業役割を担う者（代表者）」は「香川県内に主たる営業所を有する」必要がありますが、我々のような県外のリース会社が代表者となることは不可能という認識でよいでしょうか。特定子会社（SPC）を設立する場合、応募（参加表明）の時点で設立されている必要がありますか。	事業役割を担う者の資格は、ご認識のとおりです。 特定子会社の設立については、P5 7(1)カ のとおりです。

No	ページ	質 疑	回 答
8	P10 10(4)エ	印鑑証明書、商業登記簿謄本、納税証明書等につきましては、 （正１部・副１部）計２部原本の用意が必要でしょうか。	正１部は原本、副１部は写しで構いません。
9	P10 10(4)エ	配布資料のデータはエクセルなどの集計が出来る形式でしょうか。	配布資料はエクセル形式です。
10	P10 10(4)エ	配布資料「・台帳システムに現時点で登録されている道路照明 灯データ（台帳システムの更新用データ）及び作業要領」に は、各土木事務所毎の照明灯の情報も記載されている、という 認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
11	P11 10(4)エ	キャッシュフロー計算書は上場企業のみで作成義務がございます。 非上場の場合は、不要としてよろしいでしょうか。	作成義務が無い場合は不要です。
12	P18 11(4)ア	非開示請求書（様式第6号）は、提案書の提出と同時提出でよろ しいでしょうか。	非開示請求書は随時提出可能ですので、提案書と同時提出でも 構いません。
13	P21-23 表2	リスク分担表において、「天災」「急激なインフレ」などは 「協議」とされています。どの程度の事象（例：震度、物価上 昇率）から「協議」の対象となるのか、具体的な基準や考え方 についてお示しいただけますか。	程度を問わず協議の対象となり、具体的な基準や考え方は当該 協議によります。
14	P21-23 表2	ESCOサービス期間中に天災等により、道路照明灯が稼働できな い状態となった場合、その時点以降のESCOサービス料について はお支払い頂けるのでしょうか。	天災等により道路照明灯が稼働できない状態となった場合、そ の時点以降のESCOサービス料の支払いや対応については、P21～ 23の表2のとおり、協議によります。
15	P25 15(1)エ	公平性の担保のため、提案に見込む遮光板の概算数量を御教示 ください。	遮光板は１０００枚を見込んでおります。
16	P25 15(3)イ	公平性の担保のため、提案に見込むアダプタの概算数量を御教 示ください。	アダプタは１００個を見込んでおります。
17	P26 16(3)	取り外した灯具の取扱いについて、提案段階では全て廃棄とし て計算してよろしいでしょうか。	構いません。

No	ページ	質 疑	回 答
18	P27 表1	表1 道路照明灯のLED以外のランプ（水銀ランプ等）のW数ですが、単純にランプのワット数と考えてよろしいでしょうか。（例 水銀灯300W⇒電力会社契約ワット数は、315Wのため350W契約）	表1のワット数はランプのワット数であり、契約ワット数ではありません。 電気料金削減額の算定は、契約ワット数を考慮した算定として下さい。
19	P27 表1	表1道路照明灯の9その他に記載のある100W26台は水銀灯100Wとしてよろしいでしょうか。	9その他に記載のある100W26台は、高圧ナトリウムランプ110Wとして算定して下さい。
20	P27-28 表1, 2	既設道路照明灯の灯数（約11,000灯、更新対象約8,400灯）は推定値とのことですが、調査の結果、灯数が大幅に増減した場合（例：±10%以上）、事業費限度額（16.83億円）やESCOサービス料の考え方はどのように調整されますか。	本県では、令和4年度に全数調査を行っているため、灯数の大幅な増減はないものと想定しておりますが、候補者選定後の交渉において協議します。
21	P27-28 表1, 2	表1 道路照明灯・表2トンネル照明灯の電圧400V級で指定があるトンネル照明以外は、全て200Vの電圧にて提案における計算をしてよろしいでしょうか。	構いません。
22	P28 表2	表2トンネル照明灯の5LEDランプに記載のある不明2灯は100VAとしてよろしいでしょうか。	構いません。
23	—	本ESCO事業は長期継続契約あるいは債務負担行為のどちらになりますでしょうか。	本事業は債務負担行為です。
24	—	動産総合保険については新価特約付動産総合保険と記載がありますが、補償価格は本件設置予定道路照明灯の売買価格の認識でよろしいでしょうか。	御質問の内容は、募集要領に記載しておりません。
25	—	犯罪収益移転防止法について、取引担当者様の本人特定事項の確認は可能でしょうか。	本事業が、犯罪収益移転防止法における特定取引に該当する場合は、必要に応じて対応します。
26	—	夜間工事が必要な個所はありますか。その場合、提案金額に見込む夜間工事灯数を御教示ください。	夜間工事は想定しておりません。
27	—	資本関係や人的関係がある会社同士が本公募に参加する場合の取り扱いはどうになりますか。	その場合の取扱いについて、特に定めはありません。

No	ページ	質 疑	回 答
28	－	事業役割及び施工役割・維持管理役割を担う者が設置する主任技術者または監理技術者は、時期から見て施工と維持管理を別々と考えてもよろしいでしょうか。	構いません。
29	－	維持管理時の技術者は1年毎に変更してもよろしいでしょうか。	構いません。